

「核兵器禁止条約」の発効決定に関する談話

「核兵器禁止条約」は、10月24日にホンジュラスが50ヶ国目の批准国となったことで90日後の2021年1月22日に発効することとなりました。核兵器を巡る情勢は、来年2月に失効する米ロ間に残る唯一の核軍縮条約、新戦略兵器削減条約（新START）の再延長交渉が難航するなど、憂慮すべきものとなっています。こうした中での本条約の発効は、世界の国々から核兵器廃絶を求める強い意思が示された結果であり、日本退職者連合は、すべての核兵器廃絶を求める立場から、条約の発効を歓迎します。

日本政府は、核保有国が参加しておらず保有国と非保有国の分断を深めるなどとして、この条約に反対し批准もしていません。わが国は唯一の被爆国として核兵器廃絶を求める国際的な取り組みの先頭に立つ責務があります。来年開催予定の核拡散防止条約（NPT）再検討会議においては、核兵器による抑止力や核の傘による保護など、まやかしの議論に与することなく、核のない平和な世界を希求するすべての人々が日本政府に期待している役割を十全に果たすことを強く求めます。

日本退職者連合は「核兵器廃絶による世界の恒久平和の実現」をめざし、連合とともに「核兵器廃絶1000万署名」を展開し、各構成組織の努力によって約43万筆を集約しました。今後ともあらゆる機会をとらえて、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進して行きます。

2020年11月30日
日本退職者連合
会長 人見一夫